|  |
| --- |
| 健康保険被扶養者異動届（日産自動車/日産自動車九州 専用） |
| 提出先 | 社内便 | Ａ）人事ＳＣ（中国）　家族異動担当　行 |
| 郵便 | 〒220-8686横浜市西区高島1-1-1　日産自動車株式会社　人事ＳＣ（中国）家族異動担当　行 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| メールコード | 所属 | 職番 | 氏名（被保険者名） |
| 　　　　　　 | 　　　　　 | 　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　　　　 |
| 日中の連絡先（外線）ＴＥＬ | 　　　　　 | － | 　　　　　 | － | 　　　　　 |
| 自宅住所（出向者のみ記入） | 〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

◆異動理由番号・提出書類については 別紙1－① 別紙1－② 別紙２ をご確認ください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 家族氏名-1 | 性別 | 生年月日 | 年齢 | 続柄 | 異動年月日 | 異動理由番号 |
| フリガナ　　　　　　　　　　 | [ ] 男[ ] 女 | [ ] 昭 [ ] 平 [ ] 令　年 　月 　日 | 　　 | 　　 | [ ] 平 [ ] 令　年 　月 　日 | 　　　　　 |
| 　　　　　　　　　　　　 |
| 同居区分 | 別居理由　別居の方のみ確認・記入　※扶養から外す方は記入不要 | 資格確認書　発行要否 |
| [ ] 同居[ ] 別居 | [ ] 単身赴任　[ ] 学校の関係　[ ] その他（理由： 　　　 　　　　　　）⇒別途、提出書類がございます。詳細は 別紙2 をご確認ください。 | ☒ 発行が必要 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 家族氏名-2 | 性別 | 生年月日 | 年齢 | 続柄 | 異動年月日 | 異動理由番号 |
| フリガナ　　　　　　　　　　 | [ ] 男[ ] 女 | [ ] 昭 [ ] 平 [ ] 令　年 　月 　日 | 　　 | 　　 | [ ] 平 [ ] 令　年 　月 　日 | 　　　　　 |
| 　　　　　　　　　　　　 |
| 同居区分 | 別居理由　別居の方のみ確認・記入　※扶養から外す方は記入不要 | 資格確認書　発行要否 |
| [ ] 同居[ ] 別居 | [ ] 単身赴任　[ ] 学校の関係　[ ] その他（理由： 　　　 　　　　　　）⇒別途、提出書類がございます。詳細は 別紙2 をご確認ください。 | ☒ 発行が必要 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 家族氏名-3 | 性別 | 生年月日 | 年齢 | 続柄 | 異動年月日 | 異動理由番号 |
| フリガナ　　　　　　　　　　 | [ ] 男[ ] 女 | [ ] 昭 [ ] 平 [ ] 令　年 　月 　日 | 　　 | 　　 | [ ] 平 [ ] 令　年 　月 　日 | 　　　　　 |
| 　　　　　　　　　　　　 |
| 同居区分 | 別居理由　別居の方のみ確認・記入　※扶養から外す方は記入不要 | 資格確認書　発行要否 |
| [ ] 同居[ ] 別居 | [ ] 単身赴任　[ ] 学校の関係　[ ] その他（理由： 　　　 　　　　　　）⇒別途、提出書類がございます。詳細は 別紙2 をご確認ください。 | ☒ 発行が必要 |

|  |
| --- |
| 【提出書類の不備･不足について】メール、電話、通知のいずれかの方法でご連絡いたしますのでご確認願います。 |

―― ＜ 健 保 使 用 欄 ＞ ―――――――――――――――――――――――――――――――――――――

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 人事受付日 | 健保受付日 | 備考 | 健 康 保 険 決 裁 欄 |
|  |  | 　　　　　　　　　　【喪証　 　年　　 月　 　日】 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日 | 認定喪失 |
| Ｉ/Ｐ | 雇保 ／ 延長復・比／源・比（　　　　　　） | 常務理事 | 事務長 | 担当 | 担当 |
|  |  |  |  |  |

2025.2　日産自動車健康保険組合

**事象別提出・申請（添付）書類　　　　　　　　　3別紙1－①**

**扶養に入れる**

**【子の扶養申請について】**

　配偶者が扶養外の場合は収入比較のため、『配偶者の直近３ヵ月分の給与明細（コピー）』もしくは育休中は『育児休業給付受給

資格確認通知（被保険者通知用）（コピー）』を下記添付書類とともにご提出ください。

【お願い】＊ 書類の内容、扶養状況により、追加書類の提出をご依頼させていただく場合がございます。

＊ 給与明細は『氏名・会社名(手書きは要会社印)・総支給額・何月(支給)分』が確認できるものをご提出ください。

＊『国民年金第３号届出書』については、詳細は事業所（お勤め先）の健保窓口へご確認ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 異動理由番号 | 添付書類（扶養増） |
| 1、結婚 | □ 世帯全員分の続柄記載のある住民票□ 収入証明書 ＜収入有＞ 直近3カ月分の給与明細、確定申告第1･2表と収支内訳表、年金振込通知書 等　＜収入無＞ 非課税証明書、退職証明書 <直近退職>□ 婚姻日の分かる証明書　□ 資格喪失証明書【雇用保険の受給資格がある方(受給中の方)は『3.退職／★雇用保険』欄の該当する添付書類もご提出ください】■ 扶養状況申告書（18歳以上のみ）　■ 国民年金第3号届出書（配偶者のみ） |
| 2、出生 | □ 世帯全員分の続柄記載のある住民票（◆）　 （◆）里帰り出産により住民票を移している方は以下の添付書類２点をご提出ください。【 □別居先の世帯全員分の続柄記載のある住民票 □母子手帳の出生届出済証明欄 】●里帰り出産により、被保険者と一時的に別居となる場合は申出書 別紙3 もご提出ください。また、 別紙3 の要件期間超過は“別居”となりますので、 別紙２ （理由：その他）の書類もご提出ください。 |
| 3、退職 | □ 世帯全員分の続柄記載のある住民票□ 退職証明書 または 資格喪失証明書　■ 扶養状況申告書（18歳以上のみ）　■ 国民年金第3号届出書（配偶者のみ）㊟ 傷病手当金や出産手当金等も受給日額を雇用保険基本手当日額と同一の基準で審査いたします。 |
| **★ 雇用保険（失業手当）** | **受給しない** | ■ 雇用保険給付受給に伴う誓約書 別紙4  |
| **非加入** | □ 退職前の給与明細（1ヵ月分） |
| **受給期間延長** | ■ 雇用保険給付受給に伴う誓約書 別紙4 □ 雇用保険受給期間延長通知（※）※申請時点で手元にない場合は入手次第必ずご提出ください。提出の際には余白に『記号・番号』をご記入ください。 |
| **受給する**（受給中）（給付制限期間）（待期期間） | ■ 雇用保険給付受給に伴う誓約書 別紙4 □ 離職票1・2（※）□ 雇用保険受給資格者証（両面）（※）※申請時点で手元にない場合は入手次第必ずご提出ください。提出の際には余白に『記号・番号』をご記入ください |
| ＊待期期間及び給付制限期間のみの扶養加入可＊基本手当日額が下記の要件を満たしている場合には受給開始後も扶養継続可●3,612円未満（60歳未満）　●5,000円未満（60歳以上／障害年金該当者）㊟雇保受給額以外に収入(年金、不動産、配当金等)があり、合算収入額が収入基準を超過する場合には認定継続不可 |
| 4、雇用保険　 受給終了 | □ 世帯全員分の続柄記載のある住民票□ 雇用保険受給資格者証（両面／支給終了の印字があるもの）■ 扶養状況申告書（18歳以上のみ）　■ 国民年金第3号届出書（配偶者のみ） |
| 5、本人入社 | □ 世帯全員分の続柄記載のある住民票□ 収入証明書 ＜収入有＞ 直近3カ月分の給与明細、確定申告第1・2表と収支内訳表、年金振込通知書 等　＜収入無＞ 非課税証明書、退職証明書 <直近退職>【雇用保険の受給資格がある方(受給中の方)は『3.退職／★雇用保険』欄の該当する添付書類もご提出ください】* 扶養状況申告書（18歳以上のみ）　■ 国民年金第3号届出書（配偶者のみ）
 |
| 6、扶養異動 | □ 世帯全員分の続柄記載のある住民票□ 収入証明書 ＜収入有＞ 直近3カ月分の給与明細、確定申告第1・2表と収支内訳表、年金振込通知書 等　＜収入無＞ 非課税証明書、退職証明書 <直近退職>□ 資格喪失証明書【雇用保険の受給資格がある方(受給中の方)は『3.退職／★雇用保険』欄の該当する添付書類もご提出ください】■ 扶養状況申告書（18歳以上のみ）　■ 国民年金第3号届出書（配偶者のみ） |
| 7、収入減少 | □ 世帯全員分の続柄記載のある住民票□ 収入実績の証明書＜収入有＞ 収入見込証明書（申請月から1年分）、雇用契約書（賃金・通勤その他手当の内容）、確定申告第1・2表と収支内訳表　等□ 資格喪失証明書【雇用保険の受給資格がある方(受給中の方)は『3.退職／★雇用保険』欄の該当する添付書類もご提出ください】■ 扶養状況申告書（18歳以上のみ）　■ 国民年金第3号届出書（配偶者のみ） |
| 9、その他　 |

**事象別提出・申請（添付）書類　　　　　　　　3別紙1－②3**

**扶養から外れる**

【お願い】＊書類の内容、扶養状況により、追加書類の提出をご依頼させていただく場合がございます。

|  |  |
| --- | --- |
| 異動理由番号 | 添付書類（扶養減） |
| 10、結婚 | ■ 健康保険証、資格確認書 （高齢受給者証、限度額適用認定証）□ 婚姻日の分かる証明 |
| 20、死亡 | ■ 健康保険証、資格確認書（高齢受給者証、限度額適用認定証）□ 死亡日の分かる書類■ 埋葬料請求書 |
| 30、離婚 | ■ 健康保険証、資格確認書（高齢受給者証、限度額適用認定証）□ 離婚日の分かる証明書　□ 別居日の分かる書類（離婚日以前から別居している方で、離婚日まで送金等されている場合には 別紙２ （理由：その他）の書類も併せてご提出ください。） |
| 40、別居 | ■ 健康保険証、資格確認書（高齢受給者証、限度額適用認定証）□ 別居日の分かる書類　 |
| 50、就職 | ■ 健康保険証、資格確認書（高齢受給者証、限度額適用認定証）□ 就職先の資格確認書 または 資格情報のお知らせ（就職日が分かるもの） 等 |
| 60、雇用保険受給開始 | ■ 健康保険証、資格確認書（高齢受給者証、限度額適用認定証）□ 雇用保険受給資格者証（両面／受給開始日の印字があるもの）※基本手当日額が下記の要件を満たしている場合には受給開始後も扶養継続可【基本手当日額】3,612円未満（60歳未満）・5,000円未満（60歳以上／障害年金該当者）㊟ 雇保受給額以外に収入(年金、賃貸収入等)があり、合算収入額が収入基準を超過する場合には認定継続不可 |
| 70、扶養異動や国民健康保険加入 | ■ 健康保険証、資格確認書（高齢受給者証、限度額適用認定証） |
| 80、収入超過 | ■ 健康保険証、資格確認書（高齢受給者証、限度額適用認定証）※異動年月日には収入超過が見込まれる日付を必ずご記入ください。 |
| 99、その他 |

**【提出書類について】**

|  |  |
| --- | --- |
| 原紙（原本） | ▶『健康保険被扶養者異動届』▶ ■の添付書類 |
|
| コピー可 | ▶ □の添付書類 |

**【注意事項】 ご提出書類はご返却ができません。**

必要に応じてご自身でコピーを保管する等、ご対応いただけますようお願いいたします。

2025.2　日産自動車健康保険組合

**別居提出書類　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 別紙2**

|  |  |
| --- | --- |
| 別居理由 | 添付書類（扶養増のみ） |
| 単身赴任（会社命令あり） | □ 世帯全員分の続柄記載のある住民票（別居先のもの）□ 戸籍謄（抄）本□ 単身赴任命令がわかるもの（給与明細（単身赴任手当）、会社発行の赴任命令が分かる証明書 等）□ 別居先に１８歳以上の同居者がいる場合、その同居者の収入証明書（収入有：直近3カ月分の給与明細、確定申告第1・2表と収支内訳表、年金振込通知書 等、収入無：非課税証明書） |
| 単身赴任（会社命令なし） | ■ 別居家族状況記入書□ 世帯全員分の続柄記載のある住民票（別居先のもの）□ 戸籍謄（抄）本□ 送金証明書３カ月分（現金書留、ご利用明細表、通帳の写し等）□ 別居先に１８歳以上の同居者がいる場合、その同居者の収入証明書（収入有：直近3カ月分の給与明細、確定申告第1・2表と収支内訳表、年金振込通知書 等、収入無：非課税証明書） |
| 学校の関係 | ■ 別居家族状況記入書□ 世帯全員分の続柄記載のある住民票（別居先のもの））□ 戸籍謄（抄）本□ 送金証明書３カ月分（現金書留、ご利用明細表、通帳の写し等）□ 別居先に１８歳以上の同居者がいる場合、その同居者の収入証明書（収入有：直近3カ月分の給与明細、確定申告第1・2表と収支内訳表、年金振込通知書 等、収入無：非課税証明書） |
| その他 | ■ 別居家族状況記入書□ 世帯全員分の続柄記載のある住民票（別居先のもの）□ 戸籍謄（抄）本□ 送金証明書３カ月分（現金書留、ご利用明細表、通帳の写し等）□ 別居先に１８歳以上の同居者がいる場合、その同居者の収入証明書（収入有：直近3カ月分の給与明細、確定申告第1・2表と収支内訳表、年金振込通知書 等、収入無：非課税証明書） |

【注意】

●書類の内容、別居の状況を確認し、追加書類を求めることがございます。ご了承ください。

●提出いただいた書類は返却ができません。

●別居家族状況記入書は必ず原紙を提出ください。それ以外はコピーでの提出が可能です。

●送金証明について、被保険者から扶養対象者へ送金していることが書面で確認できるようにしてください。

・新規で送金を開始する方は、取り急ぎ１カ月分の送金証明を用意し提出ください。残り２カ月分は準備が

整い次第、提出をお願いします。

・新規で送金を開始する方は、送金開始日以降の認定となります。ただし、前健保で直近まで扶養家族として加入していた方の場合、そのことがわかる証明書（資格喪失証明書等）をご提出いただくことにより、認定日が早まる可能性がございます。

**送金について**

ひと月あたりの送金最低額

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 別居該当者・１人 | 別居該当者・２人 | 別居該当者・３人 | ・・・ |
| 扶養対象者に収入がある | ５０，０００円～ | ７５，０００円～ | １００，０００円～ | ・・・ |
| 扶養対象者に収入がない | １００，０００円～ | １５０，０００円～ | ２００，０００円～ | ・・・ |

【注意】

・扶養対象者の収入以上の送金が必要です。

・被保険者が扶養のために送金した結果、収入が逆転する場合は認定できません。

2025.2　日産自動車健康保険組合

 **別紙3**

日産自動車健康保険組合

理事長　殿

**別居（出生）申出書**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 被保険者（従業員） | 職番 | フリガナ　　　　　　 | 　　　　　 | 事業所名 |
| 　　　　　　 | 氏名 | 　　　　　　　 | 　　　　　　　　　 |
| 1.
 | 該当被扶養者 | フリガナ | 　　　　　 | 続柄 | 生年月日 |
| 氏名 | 　　　　　　 | 　　　 | [ ]  S・[ ]  H・[ ]  R　　 　年　　　月　　　日 |
|  | 該当被扶養者 | フリガナ | 　　　　　 | 続柄 | 生年月日 |
| 氏名 | 　　　　　　 | 　　　 | [ ]  S・[ ]  H・[ ]  R　　 　年　　　月　　　日 |
|  |  |  |
| 　1. 出産に伴う別居について、現在は里帰り出産（※）による一時的な別居であり、認定要件期間内には同居をいたします。

（※）【里帰り出産 認定要件期間：国内出産３ヵ月以内／国外出産６カ月以内】1. 諸事情により別居期間が認定要件期間（※）を超過した場合は必ず“別居書類”を提出し、扶養継続の可否審査を依頼いたします。＜3別紙２ 参照＞

00000　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日被保険者（従業員）　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　 ※申出書のため、必ず押印（サイン可）願います。 |

●該当者被扶養者が2名以上の場合は複数枚ご提出ください。

|  |
| --- |
| 健保受付印 |
|  |

2025.2　日産自動車健康保険組合

 **別紙４**

日産自動車健康保険組合

理事長　殿

**雇用保険失業給付（受給）に関する誓約書**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 被保険者（従業員） | 職番 | フリガナ　　　　　 | 　　　　　 | 事業所名 |
| 　　　　　　　　　 | 氏名 | 　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　 |
| 申請対象被扶養者 | フリガナ | 　　　　　　 | 続柄 | 生年月日 |
| 氏名 | 　　　　　　　　　　 | 　　　　 | [ ]  S・[ ]  H　　 　年　　　月　　　日 |
|  |  |  |
| 　1. 雇用保険失業給付の受給を開始したときは、受給開始日より5日以内に扶養から外れる手続きを行います。（※①）
2. 給付制限期間や待期期間、雇用保険失業給付の受給期間中に就職したときは扶養から外れる手続きをすみやかに行います。（※②）

000000　　　　　　　年　　　　月　　　　日被保険者（従業員）　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　 ※誓約書のため、必ず押印（サイン可）願います。 |

（※①）雇用保険の基本手当日額が『3,612円未満（60歳未満）／5,000円未満（60歳以上／障害年金該当者）』の

場合は受給開始後も扶養継続が可能なため、扶養から外れる手続きは不要です。

但し、雇保受給額以外の収入（年金、不動産収入等）があり、合算収入額が扶養収入基準額を超過する場合は

認定継続不可のため、扶養から外れるお手続きをお願いします。

（※②）収入(月額／通勤手当・賞与等も含む)が『108,334円**未満**（60歳未満）／150,000円**未満**（60歳以上／

障害年金該当者）』の場合は扶養継続が可能なため、扶養から外れる手続きは不要です。

但し、収入額に関わらずお勤め先の社会保険に加入された場合には扶養から外れるお手続きを行なってください。

|  |
| --- |
| 健保受付印 |
|  |

2025.2　日産自動車健康保険組合